

平成22年

かすみがうら市議会第1回臨時会会議録 第1号

---

平成22年12月22日(水曜日)午前10時01分 開 会

---

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

---

欠席議員

5番 井坂悦司君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第 4 議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第91号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第92号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第94号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第95号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第96号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

---

開 会 午前10時01分

○議長（桂木庸雄君）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員より、欠席との連絡がありましたので、報告いたします。また、19番 山内庄兵衛議員より、おくれるとの連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

ただいまから平成22年かすみがうら市議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桂木庸雄君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により20番 廣瀬義彰君、1番 古橋智樹君、2番 小松崎 誠君を指名いたします。

## 日程第 2 会期の決定

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、付議事件を考慮し、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

[山内庄兵衛議員 入場]

---

## 日程第 3 議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第3、議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年8月に国家公務員の給与に対し、平均年間給与で1.5%減額の人事院勧告が提出されたことに伴い、市職員の給与等についても国に準じた制度とするため条例の一部を改正するものであります。この改正につきましては、第4回定例会時にも提案をさせていただきましたが、今回、改めて提案をさせていただくものでございます。

内容につきましては、平成22年中に支給した給料や期末勤勉手当の改正部分は除いて提案をしており、平成23年1月1日以降の給料並びに期末勤勉手当の支給割合を改正することとしております。

具体的には、給料表の平均0.1%の減額をした上で、6月と12月の期末勤勉手当の年間総支給月数を、現行の4.15カ月から0.2カ月分減じて3.95カ月とするものであります。

また、55歳以上の管理職につきましては、さらに一律1.5%の引き下げを行うものでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ○議長（桂木庸雄君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとすることとなっておりますので、あらかじめ申し上げます。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

**○6番（佐藤文雄君）**

発言通告の中身、お手元に皆さんあると思うんですけども、今、市長が提案した中身、いわゆる12月の定例会で否決となった人事院勧告に準じた職員の給与の削減条例を、また同じような中身で出していくということで、今、平成22年度の給料及び手当については別として、1月から3月までの分をカットするというような中身に聞こえました。その前回との違いですね、それから提案の趣旨ですね、一たん否決をされました。それで、今回のまた再び提案をしているわけですね。12月7日に全員協議会で市長はいろいろ理由を述べましたけれども、その理由も含めて提案の趣旨の説明をお願いしたいと思います。

この議案によって、一般職の給与はどれだけ削減されるのか、お手元に資料が用意されておりますが、この資料も含めて説明をお願いしたいと思います。予算書との関係も含めて説明をしてもらいたいと思います。

それと、私は、今回の人事院勧告そのものについては、あくまでも国家公務員対象であり、地方公務員は別であると、職員団体との交渉、そのことが決定の大きな基準になるんだというふうに申しております。その市職員組合団体との交渉経過はどうだったのか、この合意に至ったのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

**○総務部長（山中修一君）**

お答えをいたします。

最初に、議案第89号の関係でございます。

[「89号だけ、90号は別だ」と呼ぶ者あり]

**○総務部長（山中修一君）**

89号の関係でございます。ご質問にございました1番目でございますが、今回の議案と前回提出した議案との違いについてというふうなご質問でございます。

内容的には市長からも概略ご説明がございましたが、給料の0.1%カットあるいは期末勤勉手当の0.2カ月分の減額など、前回提出した人事院勧告の内容とほぼ同様のものがございます。特に違っております部分につきましては、平成22年度中の給料の減額、さらには12月の期末勤勉手当の減額については除いた形で、今回提案をさせていただいているものがございます。このため、今回の提案につきましては、平成23年1月1日以降の給料、期末勤勉手当の支給割合の改正ということになります。

次に、2番目の一般職員給与がどれだけ削減されたかというふうなご質問でございます。

今回の人事院勧告に倣っての改正では、給料表の改正や55歳以上の給料の1.5%カットなどによる影響額として、1月から3月までということでお手元に資料が表で行っていると思いますが、107万円の減額でございます。今回の補正では、条例改正に伴うものがほとんどでございますが、

その他、退職者等の減額もあわせて行っております。内訳については、補正額等の中で表の中で示しておりますので、ごらんをいただければと思います。

次に、3番目の職員組合との交渉についてのご質問でございますが、これらについては、前回の質問でも議会のご質問でもありましたが、団体交渉につきましては、人事院に伴うものについては行っておりません。これらについては、文書による情報提供ということで行っております。組合との交渉は行っておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

6番 佐藤文雄君。

**○6番（佐藤文雄君）**

私、質問したのは、市長が12月7日にいろいろ述べましたよね。その述べた理由についても、市長から答弁をもらいたいというふうに思うんです。市長は、今回の臨時会を開くと、臨時会を開きたいと、人事院勧告否決されたけれども、またやりたいと、それは一つには財政的な問題があるんだということで、財政的には3800万円とか3900万円とかというふうにおっしゃいましたよね。それが支出増になるんだと、それと、これが23年度も続くと2年間で7800万円になってしまうと、もう一つは、地方交付税が減らされる傾向になっていて、人勸をやらなかった特別な市として、交付金のカットの対象になるんじゃないか、そういう可能性があるというふうにおっしゃったわけですよ。これは、全員協議会ですから何の議事録にも載らないんですよ。これ、やっぱり市長が今回どうしても出したいという、その根拠ですね、それをしっかりと述べてもらいたいというふうに思います。私は、それに対してそれなりの反論を加えましたが、それに対して市長はいろいろとおっしゃいました。その点についても含めて答弁をお願いしたいと思うんです。

私は、この影響分というのは、1月から3月分の給与表、0.1とそれから55歳の6級以上の1.5合わせると107万円だということですね。これがまず確認したいんです。

それと、今、大変問題な発言をしたんですけれども、団体交渉は、あくまでも通知して関係ないんだというおっしゃり方をしました。しかし、12月17日ですか、職員組合との話し合いをしたというふうに聞いております。そのときには市長が一方的な内容をおっしゃっただけで、結果的には物別れになったというふうに聞いておまして、そういう意味では、合意形成がされていないというふうに思いますけれども、これについて、こういう団体交渉は関係ないんだというふうにおっしゃるのかどうか、これについてお尋ねしたい。

**○議長（桂木庸雄君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいまのご質問ですが、この89号につきましては、平成22年度分についての影響額は、まず107万円ということで、ただ、この条例案に平成23年の期末勤勉手当の削減分0.2カ月分等も入っております。今後ずっと23年、24年、25年とずっといわゆる人事院勧告の1.5%削減を今後の各年度にわたって実現していくためのものであります。あくまでも人事院勧告でありますから、従来は職員組合との交渉の対象にはなっておりません。そういった関係で、職員組合との交渉したのは次の議案の90号ですか、90号のほうについてのみ職員組合との交渉をしております。そ

ういうことでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ということは、人勧については、あくまでも交渉の対象にはなっていないというふうに考えているということですね。

それと、今、1.5%なりの人勧がこのままずっと続くということで、財政的にこの1.5%が将来、ここでやらないとずっと続きますよということだと、だから市長は、財政的に大変だということが今回の提案の理由だということでございますか。その点、確認をしたいのは、そういう意味で、どうしてもやりたいというのは財源を確保すると、職員の人勧のカット分で一つの財源確保の案になるというふうにお考えなんですか。その2つ。人勧に基づくものは団体交渉の対象にはならないということ、それからもう一つは、人勧をやらなければずっと今後続くということ。

それと、12月7日に話したのは、人勧を実施をしない自治体として、国からの交付税問題についてはカットされる対象になる可能性があるというようなことをおっしゃいましたよね。それから、補助金についても暗に見えない形で査定が十分に行われないと、差別されるということもおっしゃったんですよ。そういうことについてもどうなんですか。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、職組との交渉の件であります。この人勧の分については、従来もそのまま実行していたということで、別に職員組合との交渉の対象にはなっていなかったと、従来もなっていないし、今回もなっていないということでございます。

それから、この今回の条例によって、今後ずっと多年度にわたって1.5%の給与削減が実現するというのでありまして、もしこれをやらないと、1.5%はずっといわゆるよその自治体と比べると1.5%が削減されないままに多年度にわたっていってしまうと、そういうことでありますので、今回お願いしているわけでございます。

それと、交付税補助金等にどういう影響が出るかということではありますが、これは確たるこれ人勧を実施しないから即交付税の3%カットですよとか、そういう明確なことがあるわけではありませんが、交付税補助金の算定等に当たって差別されても、いわゆるよそでやっていることをやっていないということでもありますから、非常に不利な状況になるということはやっぱり否めなと思いますので、そういう答弁をいたした次第でございます。しかし、確定的な必ずその補助金交付税がカットされるということ、明文化されてあるということではないわけでありまして、そういう可能性があるということをおっしゃったわけでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかに質疑はありませんか。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

今、佐藤議員からの質問について、答弁でどうもわからない、納得がいかない点がありますので、お伺いをしたい。

1.5%カットを今回人事院勧告を守らないと、ずっとやらなくちゃならないというのは、どういう規定でやっているのか。

さらに、今、佐藤さんの中でもあったように、今、宮嶋市長の答弁では、カットされる、どういう条例があるとか、そういうことはないと言うんですけれども、もしも交付金が来ないという条例や何かはきちんとされているのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、なかなかご理解いただけないので容易じゃないんでありますが、要するに、今回の1.5%、この条例に盛り込まれている1.5%というのは、期末勤勉手当等の0.2カ月削減であるとかということ盛り込んであるわけですね。今回これが通らないと、この前否決された案件については、12月のボーナスから1年分の1.5%マイナス分を引きますよという条例だったんですが、それはもうこの条例には入っていません。23年、来年の6月、23年6月とか、23年12月とか、さらには24年6月とか、24年12月、さらに25年、26年、27年と、ずっと1.5%削減の条例案なわけです。ですから、12月で通らなかった分を今回出しているわけですが、22年度分の財源確保については、この案件について、この89号については107万円だけ、107万円だけが職員の給料から引かれるということです、22年度分については。おわかりいただけでしょうか。

もう一つ、明確に補助金等あるいは交付税が引かれるかと、これは何回も申しているとおおり、明文化されたものがあるわけではありませんが、いわゆる世間並みにやっていないということありますから、これはやっぱり具合が悪いことであることは事実であろうと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

わかったようで、わからない。なぜ今回だめならば、ずっと引かれていくのか。それと、明文化はされていない。大体私もいろいろ監査をやったりして、そういう話は出ていますけれども、明文化はされていないんだよね、罰則については。そうでしょう。だけれども、感触でだけ、感触だけでそうだとということでは、皆さんは納得いかないんじゃないかなと思うんです。そこらのところが、幾らやったって平行線でいっちゃうと思うんですけれども、私どももわからないところがあります。そういうことで、この点については納得がいかない点があります。もう一回説明をお願いしたい。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同じことなんですけど、何て言っているのか、要するに、22年度については、今年度22年度分については、先ほど総務部長が言ったように、107万円分だけ給料から引かせてもらおうと、そういう給料表の改定分があるわけですね。それがこの条例に盛り込まれています。

それと、もう一つ、この条例で、職員さんはこの条例に基づいて期末勤勉手当なんかをいただいているわけですね。もともとの条例、この条例は、現在は、今は何%だけ、説明文書の中にあるように、お配りしたこの文書の中にあるように、例えば6月の期末手当は1.25になっています、今の条例では。この新しい条例が通りますと、1.225カ月分になります。そうすると幾つ減るんですかね、これ。0.025ことしの6月、失礼しました、23年6月に0.025カ月分、期末手当が少なくなるということです。その条例が生きている限り、24年度あるいは25年度、26年度、27年度について0.025カ月分6月の期末手当が少なくなるということです。それと同じように、ここに表がありますよね、これ6月期、12月期、それから年間で幾つとありますよね。それを反映させる条例なんで、従来いわゆる公務員じゃない、人勧というのは、もうそのまますんなりすんなり通っていたもんですから、皆さん、それほど意識していなかったのかもしれませんが、もともとはその問題になるような条例ではないわけです、どこでもやっていることでありますから。

それを今回12月に通らなかつたんで、その部分についてだけやらせていただくという、その部分についての改正案であるというものであります。だから、特別市長がかわったからやるというものではありません。坪井市長、前市長がやっていたとしても、当然やった条例であります。それを12月に先般通らなかつたので今回お願いしていると、それだけのことであります。

それと、そういう当たり前の、世間で当たり前のことでありますから、特別かすみがうら市だけのことではないんで、それをやらなかつたということになると、あそこは特別な町だということになっちゃうんで、いろいろ交付税とか補助金等でも少し嫌みも言われるんじゃないかと、そういう状況が考えられるということでもあります。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

私は、この89号の市長の世間の当たり前ということに関してご質問させていただきたいんですけども、今年度、市長は職員採用を中止したわけでございます。私は、世間並みには若干名は採用すべきというふうに考えたわけなんですけど、この職員採用中止と、市長が今おっしゃった世間並みに人勧を意地でも若干の減給でも実施したいという、この食い違いについてご説明をいただきたいんですが。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員採用についてでありますけど、直接この条例には関係ないわけではありますが、今、私が申し上げました、いわゆる世間並みということに関してのご質問だろうと思うんですが、職員採用は、現在、今、職員採用をすぐやらなければならないという状況ではないというふうに認識しております。ただ、一部、例えば消防の現場であるとか、そういう部署については考慮していく必要があるかなとは思っておりますが、基本的には数年間の採用がなくても私は乗り切れると、そうい

う判断をしております。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

乗り切れるかどうかは、これまで役所に勤めていただいていた、この議場内におられる部長さん方がよくわかると思うんですが、特に就職、今、氷河期ということもあり、さらには団塊の世代の方が今後いろいろ人事の計画の中では、計画よりも大幅に減っていくという中で、私は十分そこで世間並みに雇用も、税金で賄う市役所でもありますから、責任は最低限果たすべきかなというふうに考えた次第でご質問させていただきましたので、私は決して、この人勸100万円ほどを市長のメンツで今回ご提案されたようにしか私は見受けられません。そのことだけ申し上げて終わります。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありませんか。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何かちょっと誤解があるようなので申し上げますが、107万円というのは22年度分について107万円ですと。22年度分、今年度分ですね。23年度以降については、1.5%影響が出ますので、全体の給料の1.5%影響が出ますので、いわゆる今の同じ人数だとすると、職員が減ればまた別ですが、今の人数だとすると、年間に3800万円の影響が出ると、こういうことでございます。その点は誤解のないように、ですから、23年度も3800万円、24年度も3800万円、そういうことです。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

市長、それとまた総務部長、お尋ねしたいんですが、市長が先ほどから、この間の第4回の定例会から必死になって今回の給料減額に対するご説明いただいていますけれども、1点だけお伺いしたいんですが、公務員の平均給与をはかる目安といいますか、ラスパイレス指数というのがあることは市長も当然ご承知かと思うんですが、この条例を否決した段階でのラスパイレス指数、また市長がおっしゃっているように人事院勧告プラス1.5%をずっと永年続けていくときのラスパイレス指数、できれば、今、数字的にわかればお伺いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ラスパイレス指数の今現在は0.99ぐらいだそうです。この条例が通れば幾らになるかというのは、ですから、恐らく1.5ポイント程度下がると思います、そうですね、下がりますね。ですから0.975ですか、985ですね。今0.99だとすると、0.985になるということですね。

〔「逆じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○市長（宮嶋光昭君）

逆ですか。逆、いや……

[「逆に上がる」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

上がるんだ。すいません。1.05になるということですか。そういうことですか。少し違うね。でも、おおむねそんなもんだろうと、おおむねですね。

[「100は超えるということ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

100は超えるということです。これが実現しないとですね、実現しないと。ただ、国家公務員も下がっていますから、国家公務員が下がっているから、下げないとやっぱり上がりますね。1.05になりますね。この条例が通らないと、1.05になるということです。そうですね。今0.99だとすると、国家公務員のほうは下がっていますから、この条例が通れば比率的には0.99のままいくということです。ところが、これが通らないと、1.05に上がるということになりますね。大体の感じですね。そういうことになると思います。ただ、本当の細かいところについては……違っているか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまのご質問の中で、当市のラスパイレスでございますが、平成21年の時点では99.1%でございます。若干、その後は下がりぎみと、県内での順位は下がりぎみという状況でございます。以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

非常に国家公務員の給与を平均としたラスパイレス指数というのが各自治体では重要視されているわけですが、また県南10市、この市長会というのがあると思うんですが、その中でのやはり申し合わせと申しましょうか、市長のお考えをどこまで県南10市の市長さん方がご納得して、そして将来、市長が言われている土浦市との合併、私も賛成でありますけれども、この合併したときに余りにも給料、基本給となる額が違い過ぎると、今度、職員の配置、異動について、また大きなかすみがうら市としてのマイナス面も出てくるということもあるんじゃないかなというふうにお察ししているところですが、やはり、これ、市長、説得というか、やはり1回否決になっているわけですから、平均給与を今、想像で大体何%、大体幾らということで、大体という言葉は通用しないんですね、この場では。この条例が可決になれば、周りの市町村と比べてラスパイレスが幾つになる、通さなければ幾つになると、これしかないんですよ、我々が判断する基準はね。

ただ、市長がおっしゃっている来年も再来年も、そして多年にわたり1.5%減額するということ、マイナス、マイナス、マイナスだと、私も元職員ですから、やはり皆さんここにいらっしゃる部長初め職員の方、だれも家族があつて、車のローンや住宅ローンを抱えているわけですね。そんな中で、これ本当に生活に対する不安、またその不安が市民に対する行政サービスのマイナスというふうになってくるんじゃないかということ懸念しなくちゃいけない。

もう少し、市長、慌てないで、これこんな臨時議会なんかでやることじゃなくて、専門的な部会でもつくって、これ協議していきましょうよ。こんな定例会で否決されたものをすぐに臨時会開くなんていうのは、これ、市長、ちょっと強引過ぎますよ。私らは、命令があればすぐこれ出席いたしますけれども、その辺の市長のやっぱり行政というか、スタンスが余りにも強引過ぎる。こんなことは言いたくありませんが、市長が元出島村長だったころの話をよく聞きますけれども、変わっていないと、いや、幾らか変わったと、そんなことも言う人いらっしゃるけれども、もっともっと議会とそして執行部と市民のために協議を重ねて、納得いく答えが出るようにしていきたいとは思っていますけれども、このままではちょっと納得できないという感想も添えまして終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変失礼をいたしました。ラスパイレス指数の件ですが、今、部長が言ったように、百分率を間違っております、99からおおむね100.5になると思います。これが通らなければですね。

[「なりますじゃないとだめだ。思いますでは通りません。思いますは予測だから。予測では通りません」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

本当に詳しい数字が必要であれば、数字を出して、後でご提示申し上げます。

ただ、おおむねそういう数字になる、おおむねですから、おおむねそういう数字になるだろうということであります。

それから、この条例案については、何度も申すとおり、私が申しているいわゆる10%削減ね、10%削減とは切り離して考えていただきたいとします。その10%削減とはちょっと、それはこの次の条例案でございます。この案件については、あくまでも人勸の反映分でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第89号の討論を行います。

通告が2名ありますが、ともに反対の討論であります。会議規則第53条の規定によれば、反対、賛成を交互に発言させることになっておりますが、第51条の規定により、通告があった討論を通

告順に発言を許します。

初めに、6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

さきの第4回定例会において、私は、公務員給与削減の民間労働者へ及ぼす影響は大きく、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものである。もともと人事院勧告は、国家公務員の賃金や労働条件の変更を国会と内閣に勧告する仕組みで、地方公務員に対して行われるものではない。地方公務員の給与などは、地方公務員法24条3項で言う5つの事情を考慮し、職員団体と当局の交渉によって決めるということであり、人事院勧告に準ずればよいということではない。今回の給与改定は、明確な根拠に乏しいものだとし、人事院勧告に準じた市職員給与の削減条例の一部改正条例に反対した経過があります。私は、この立場は現在でも変わっておりません。

市長は、12月7日の全員協議会で、できれば臨時会を開き、人事院勧告の1.5%の引き下げ分について実質的に確保できるように条例をつくり、補正とともに議会に出したいと述べ、年度内にはどうしても1.5%引き下げを実現したいとの意向を示しておりました。それで今回の臨時議会になったわけであります。

その理由の一つとして、財政的に年間で3800万円という支出増になるということ、もう一つは、人勤に準ずる職員給与引き下げをしない市ということで、交付税カットの対象になる可能性があることと述べました。しかし、市職員の給与削減は、当初の予算からあらかじめ想定していたものではありません。ですから、支出増になるという指摘は当たらないのではないのでしょうか。また、国が交付金などをカットするという制裁措置をとることは、地方公務員法などの法律に違反することになります。当然、国が補助金などの査定について差別的な扱いをすることも許されることではありません。

今回の改定で、職員1人当たりの影響額、これは1月から3月までです。これは2,276円で、総額が107万円ということですが、それ以降の来年度にずっとつながるということであります。さらに問題なのは、人事院勧告については、職員団体と当局の交渉は必要ないという態度であります。これは地方公務員法を無視したものと言えるのではないのでしょうか。

以上の理由で、今回の給与に関する条例の一部改正に同意することはできません。

以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

私は、反対の立場、佐藤さん同様であります。議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

私は、議案第89号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に対

し、反対の立場から討論いたします。

本案は、人事院勧告に基づき、12月期末手当の調整額を除き、来年1月から給料表の平均0.1%減、6月と12月期末勤勉手当の0.2カ月分の減、55歳以上の職員の給与1.5%減を改正するものであります。

さきの定例会での採決は、市長は、人事院勧告プラス給与一律10%カットという二重の引き下げを行うのではないかと強い懸念から、あのような結果に至ったものと推察しております。

私は、先般の全員協議会での市長の説明を聞き、本臨時会においては、来年1月から人事院勧告に準じた改正のみが提案されるものと予測しておりました。しかし、それらの予測は打ち砕かれ、我々の懸念が的中し、単独給与5%カット、人事院勧告の二重の引き下げ案が提案されたのです。それも臨時会であります。ましてや単独給与一律5%は、突然の話であります。

人事院勧告は、国家公務員に対する仕組みであり、地方公務員に対して行われるものではありません。地方公務員法の第55条では、市長は、職員の給与等に関し交渉の申し入れに応ずべき地位に立つものとするとあり、つまり職員の給与は、職員団体と当局の交渉によって決めるものであります。ところが、聞き及ぶところでは、職員組合の交渉については、告示後の17日であったとのことであります。議案が確定する告示前に職員組合と交渉することが、執行部としての姿勢ではないでしょうか。このことから考えても、一方的な条例改正であることが明確であります。

したがって、人事院勧告と公約に基づき、給与カットの関係について将来的にどのように行われていくのか、我々は現時点では全く予測ができません。まして給料カットの財源をどのような事業に幾ら充当するのか、まったくわからないわけでありまして。ましてや急施の事件を審議するという臨時会の趣旨からすると、単なる給与カットを急いだと非難をされても当然であると考えます。もっと熟慮し、丁寧な説明責任を果たした上で議案を提案することが市長としての立場であると考えます。

これらの点から、私は、本案に対して賛成することはできません。議員諸侯におかれましては、これらの趣旨をかんがみ、ご賛同いただけるよう、着席のみ反対していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第89号は否決されました。

---

日程第 4 議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、厳しい財政状況をかんがみ、平成23年1月から平成23年3月31日までの3カ月間、職員給与の一律5%減額を行うものでございます。

人件費の削減を初めとする行財政改革は私の選挙公約であり、これまでにみずからの給料の50%減額や職員採用の抑制など、行財政改革を進めてまいりました。これらの行財政効果は、将来のかすみがうら市をつくっていくための財源になるものと思っております。

なお、この減額措置につきましては、平成23年度以降も引き続き実施してまいりたいと考えております。ご審議の上、ご承認たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

特例の条例の今説明がありました。これ1月から3月までの特例を設けた内容であります。今、厳しい財政だと、みずから選挙公約で給与を半額にしたと、私は前にも言ったんですけども、それは市長が公約したことであって、みずから下げることについて私は賛同いたしました。それを相手の懐に手を突っ込んで、それを財源に充てるということについては、慎重であるべきだという立場なんですね。それが行財政の改革だということになったら、どんどんその給与を下げていく。今、23年度以降も5%続くということをおっしゃいましたよね。ということは、その次は10%を目指しているということになるわけでしょう。さらに、この10%でも足りない。議会費を25%カットしてほしいということを言いましたよね。根拠が乏しいんですよ。そういうふうな形になってしまいますと、ますます問題が大きくなる。ですから、この提案の明確な説明を求めたいと思うんです。

12月7日に、市長が全協でも話した内容は、所得の再配分だというようなことをおっしゃったんですね。その点についても、やはりその点、問題かなというふうに思いますが、その理由をも

う一度ここで明らかにしていただきたい。

それと、資料にはありますが、改めてこの議案によって一般職の給与がどれだけ削減されるのか、予算書との関係での影響がわかる資料でしょうから、この説明をお願いします。

それと、人事院勧告は団体交渉の対象じゃないと、特例措置だけだというふうに言いました。今、圓城寺議員が反対討論の中で述べたように、12月17日に団体交渉をやったと。その中身はどうだったのか。その交渉経過と、その合意に至ったのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

4番目は、私、今、市長が答弁したんで、来年度以降も実施をするということを考えていると、これを確認したいと思います。

それと、今も述べましたが、最終的には市長は10%の削減を考えているということも述べましたよね。それについて、それはいつ実施するのか、来年度は5%のまま、その次のステップだということですか。お答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、第1点であります。提案理由と提案の趣旨であります。厳しい現下の我がかすみがうら市の財政状況の中でありまして、必要な財源がなかなか確保できないと、そういう中でありまして、人事院勧告が否決されたわけでありまして。そういう中で、全事業あるいは全補助金の見直しも行っているところであります。事業仕分け等によって、事業の全面見直しもしております。また、補助金審議会等でも、今ご審議をいただいているところでございます。同じく支出項目であります40億円近いかすみがうら市の人件費の中で、最終的にはこの1割近い削減を目指していくと、こういう考えで私は選挙公約をしたわけでありまして、いわゆる支出配分を変えるということ、そういう考え方に立ちまして、今、職員さんであるとか、いわゆる行政にかかわる者が得ている所得ですね、行政から言えば職員とか議員さんとか私も管理職に支出している部分を削減して、それを国保税の引き下げであるとか、中学生以下の医療費の無料化であるとか、そういう財源に振り分けていく、いわゆる支出先を変えるという考え方に立って、10%削減ということをご公約で申し上げているところでございます。

そういった中で、この90号につきましては、1月から3月までの職員の給料を5%カットする、この金額であります。影響額としては平成22年度分、残る3カ月について2370万円の減になります。さらに管理職手当ですね、これにつきましても30%削減を規則改正で考えているところであります。この条例が通るということを前提に、管理職手当の30%削減も考えております。30%削減の額であります。1月から3月まででやはり370万円程度の削減になる予定でございます。

そして、職員組合との交渉経過でございますが、職員の皆様には1月から3月までの5%削減についてだけ、とりあえず先般交渉を行ったわけでありまして、合意形成には至りませんでした。そういう経過でございます。

また、さらに、今後の10%削減の計画でございますが、今、89号が否決されてしまったという

ことでありますので、約1.2%ぐらいになりますかね、1.2%ぐらいの削減については、今回実現できなかったわけではありますが、いずれにしても平成22年、3年、4年度にまたがって、トータルで10%、人件費の10%削減を目指したいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今回は、ですから、実際には人勧による給与削減が実現をしなかったということ、1.5%ですね。それで11月30日でした。遡及がそのときにはできたけれども、これはできないと。そうすると1月から3月の間に何とか打開をしたいと、財政的な面で。それで5%というのを前倒しをして、数字的なつじつまを合わせるということで提案をしたんでしょうか。言っている意味わかりますか。

本来は、人勧の条例が可決されていれば、この5%については別に今回はやる考えではなかったということでしょうか。それを確認したい。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的には、今、佐藤議員おっしゃるような、いわゆる前倒しの考えでございます。しかし、その5%の前倒し、5%だけでは本来の人事院勧告が実施されておった場合に比べると1000万円ほどの減になりますので、そういうことも踏まえまして、管理職手当の30%削減を考えているところでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

市長は、今、非常に問題のある発言をいたしましたよね。89号が否決されたんで、全体的に1.2%は、いずれ平成22年から24年にまたがって、トータルで10%を削減したいということをおっしゃいました。ということは、特例措置を早目のうちに、来年度予算の中に組み込もうと、もしくは平成24年度に組み込もうというふうに考えていらっしゃるんですか。今おっしゃいましたよね。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この5%削減については、今年度22年度も、さらに23年度も同じように、新たな条例になるわけではありますが、引き続きやっていきたいと、こういうふうに思っております。

[「だから10%」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

最終的には、24年度に残る部分について、今のこの5%のみが実現した場合は、残るのがあと5%でありますから、その残る5%については24年度に実施したいと、そういうことであります

が、しかし、人事院勧告の今年度の1.5%が結果的に否決されてしまったので、24年度にこの分をとという考えも成り立つと思いますが、まだ22年度についても残された期間がございますので、3800万円いわゆる人事院勧告の3800万円について、それを確保するという考えのもとに、3月の職員給与から削減ということも選択肢の一つでありますので、そういったことを今後考えていかざるを得ないかなど、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑はありませんか。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

私のほうから、まだ至らぬ点の中で考えることがこちらでありまして、今、職員の中で臨時職員、嘱託職員がありますね。臨時職員が153名、嘱託職員が34名、合計で187名ということで、この臨時職員、嘱託職員のことは、どうまずお考えをしているか。それで、どのぐらいの金額を払っているか。

次に、県では、茨城県市町村課ですね、これは給与よりは一般行政分を6年間で13%、約757人ぐらいを減らすと言っているわけで、給与のほうは下げるとは一向に言っていません。そういう点も含めて、こういうことがどういうお考えであるか、この2点について、まずはお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その人数等については、今、数字を持っていないので、後で提示をさせていただきたいと思えます。

〔「そんじゃ話にならない」「暫時休憩しろよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

---

再 開 午前11時24分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

大変申しわけございませんでした。

ただいま圓城寺議員さんからご質問のありました臨時職員につきましては、ご質問のとおり、153名でございます。内容につきましては、事務職員、保育士、栄養士、バスの運転手、放課後児童クラブの指導員等々でございます。職種によりましての雇用をしております。金額につき

ましては、職種によりそれぞれ違うわけですが、時給700円から1,090円までの範囲で支給をしております。

続きまして、嘱託職員については34名でございまして、学校の調理員、さらにはバスの運転手さん、レセプト点検などの内容でございまして、月額につきましては12万円から、それぞれ経験に応じまして労務職に準じた給料を支給しております。ご質問の中で合計ということですが、これらについては予算書によりまして全部合計をしなくてなりませんので、後で資料で提出をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

これ、削減、今さっき言ったように、職員を削減する、臨時職員は使う、なぜ臨時職員を使っているんですかという、まず一つ。

金額的にわからないということは、これ財政のほうの支出金であれば幾らと出て、そういうことも削減のうちだろうと。およそどのぐらいの数字なのか、およそ。8割ぐらいは答えられると思うんだよね。そのことが大体8000万円なのか7000万円なのか、およそ数字もわからないんですか。

それから、あと一つ、これ今聞いて、一般行政分を6年間で13%のやつの、県のやっている考えに対しては、どういう市長さんは考えているんですかと、これも答弁漏れですよ。

そのように対して、給与は下げろ、働かない職員を教育しない、それでまだ嘱託職員を入れるというのは不自然な行為じゃないですか、これ。行政機構改革でもやって、働かない職員は首にするわけにいかないんだから、緑化清掃、毒だめ課なんて言えないから、そこを何かにつくって、そこで汗流してそこで働かせるとか、働かない職員の能力がないから臨時職員を使うのか、なぜそういう職員を187名を使っているのかということを知っているんですよ。金額でも重要なことでしょう。そういうところから削減しながらやっていったらいかがでしょうかと知っているわけ、私は。金額はおよそわからないの、およそ。部長さん。私らが臨時職員で事業をやっていることで頼めば、およそ何か、これ払うほかないですよ、朝から晩まで頼んでいるんですから。年間の所得が幾ら、差し引き残高が幾ら、税務署に出すと、その差し引きで合計で幾ら所得が、そのぐらいわからなくてはしょうがないでしょうよ。そういうところから削減するのが、行政改革というんじゃないですかと言っているんですよ。そこら辺、わからないんですか。お知らせください。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

まず、市長 宮嶋光昭君。

市長も聞かれたんです。市長の分、答えてください。考え、考え。

○市長（宮嶋光昭君）

答弁漏れというのは何でしょうか、わからない。

[圓城寺議員「削減の問題で、職員たちの削減を言ったでしょう、茨城県でも削減をしているけれども、これ6年間でその削減をす

るのはどういうお考えですかと聞いたわけ。職員の数を減らす。」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

質問の意味が……

○議長（桂木庸雄君）

それでは、部長に先。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

再度のご質問でございますが、ただいまの全体の金額につきましては、それぞれの雇用体系の部分について計算をしますので、ここではお答えできませんので、後で資料でお知らせをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長。

[圓城寺議員「臨時職員、嘱託職員を何で使っているのか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

正職員を使って、臨時職員を減らせと、そういうことですか。

[圓城寺議員「だって能力があるんでしょう、職員は」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

なるほど。はいはい、わかりました。

臨時職の多い理由なんです、いろいろな理由があると思うんですが、1つには、資格の問題等も多いと思います。保育士であるとか、栄養士であるとか、そういう人たちが今の正職員では数が不足しているとか、あるいは延長保育とか早朝保育をする場合に、早い時間だったら働けるけれども午後からはだめだとか、あるいは夕方働けるけれども午前中はだめだとか、そういう働く人の希望もあって、それと保育所の全体の数ですね、それがミスマッチを起こしている、臨時職員としてお願いをしていると、そういうケースも多いと思います。

あと、運転手であるとか、運転手はもう朝のうちと夕方送っていくときしか、保育所の運転手は必要ないわけですから、中間は必要ないんで、運転手さんなんかも臨時職で対応している。

さらには雇用対策ですか、政府の雇用対策で、臨時の雇用対策で臨時職を入れられるところには入れてくれということで、短期間の政府資金が流れてきて、政府が給料を持つから雇ってくれとか、そういう景気対策で頼んでお願いをしている職員もございます。

そういったもろもろのいろいろな臨時職を採用しているケースはあると思うんですが、いずれにしても、正職員は正職員で従来の仕事をしていますので、正職員を保育所に行って保育士やれというわけにもいきません。あと、保育士を採用しない理由であります、保育士はいずれ民営化の方向があるわけでありますから、保育士の採用をしていきますと、後で民営化するときに、今度、保育士の持って行き場所がなくなっちゃうと、そういうこともあるんで、坪井市長の時代から保育所の保育士の採用を控えてきたと、そういう事情もあるわけです。そういうところに臨

時職員の保育士をお願いすると、そういったいろいろな理由があります。そこら辺でどうでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

免許を持っているとか、だから行政改革なら免許、民間に委託することもできるということをお私言っているの。免許持っていないとか、保育士が持っていないとかと。民間で例えば幾らでもそれだけの給料を払わなくて済むということもあるでしょう。それから臨時職員の場合は、免許なくてもやっている方あるんですよ。やめた方だって、いろいろ臨時職員でやっているんです。そのためにその職員の配属できないんで、できる職員を回してやりなさいということも必要じゃないですかと言っているの。片方で給料下げるは、だれだって下がれば、あんまり働きたくないよということになるでしょう、感じが。そういうことで活力を与えるのは、生活給として活力を与えるのは、だれもが計画をして、それでローンを組みということをやっているから、計画性があるって生活が成り立っている。今年度からそれが、計画性がここで途絶えたら、どうしようということがだれもが思うでしょうよ。

市長を見て、事業大きいから、金余っているようだから知らないけれども、今、職員の方に聞きましたよ。入った金、どのぐらいあんならもらっているの。ああ、このぐらいだ。それで、車をローンで買って通っている。夫婦で働いて、それで大学終わらせるまでに至らないことでやっていけないと、苦しいんですよと言っていますよ。大変でしょうよ、5%下げたり何かしてやったら。だから、今もその職員組合でも妥協ができないというのは、そこら辺でみんな聞き及んでいるから、私もこういう議案に、90号に対しては、私は賛同はできませんけれども、そこら辺を含めて、小座野議員が言ったように、徐々にやっていくのも首長さんの務めではないかと思って私いるんですよ。計画性持ったことが崩れていくんですよ、職員に対して。幾ら言っても平行線だろうから、私はこの辺で質疑は打ち切りますけれども、あとは採決のみで結果が出ると思いますから、以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員さんも計画性を示してくださいという、示して、きちんとした計画を示してやったらいいだろうという話ではありますが、そういう意味合いから、一遍に23年度で10%削減を言っているわけではありませんで、現に民間給与等については、新聞等でもご案内のように、21年度は5.5%民間給与は下がっているわけです。22年度、まだデータは出ておりませんが、22年度についても、恐らく同様あるいはそれ以上の民間給与は下がっていると予想されます。そういう中で、2年間でもう民間給与は10%以上も下がっているわけです。あるいは下がる予想の中にあるわけですし、そういう中で、今後23年、24年度までにわたって民間給与を追っかける形で、職員組合にも10%の削減をお願いして、いわゆる市民サービスを充実させるようにつなげていくと、具体的には国税の値下げであるとか、中学生以下の医療費の無料化に向けていって、市民サービスを幾らかでも、市民負担を幾らかでも少なくしていく方向に、いわゆる所得移転を行っていくと、そうい

う趣旨でお願いをしているわけでございます。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかに質疑はありませんか。

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

先ほどに引き続きまして、また同じようなご質問になるかと思うんですが、まず、一番最初に、市長のこの議案に対しまして、市長どのような気持ちでこの議案提出なされたのか。議案を否決されるという重みというものを、市長どのように感じているのか。その辺のところから、まずお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議案を否決されるという重みであります、これは私も重みを十分感じております。また、議員さんもこの人事院勧告を否決するという重みをやはりそれなりに考えていただきたいと、こういうふうに思うわけであります。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

人事案と、また戻っての市長の反論というふうに受けとめておりますが、市長がご提出された議案を否決ということというのは、まず市長に対する不信任、不適格であるということを経済の代表者である我々が市長にお示ししているわけです。いわゆる市民の声であります。それを自分の提出された議案がいかにも正当であるというふうに襟を正しておっしゃっている市長の姿を見ますと、余りにも哀れで悲しい姿に映っております。

そんな中からご質問いたしますが、市長は、二言目には350億円の借金がある、それをこんなに借金があつては、将来、我が市は第二の夕張になってしまう、大変なことであるというふうに、我々議員や職員そして市民にまで訴え続けていることを私もよく耳にしておりますが、まず職員の給与から手をつける、ご自分の給与に手をつけるということは、市長が選挙公約で市民にお示ししたことであつて、職員や我々はそのような公約はしておりません。

まず、このような議案を出すのであれば、職員の意識改革、なぜ公務員ばかりがいじめられるか、いじめられるといいますか、話題に上がるかというのは、公務員というのは生産性がない、全く結果が見えない、そういういわゆるサービス面での業務が多いわけでありまして、その点を考えましても、当然一番いじめられやすい、そういう立場にあるのが職員、議員、こういう立場かなというふうに思うんですが、これ一番簡単なんですよ、市長。弱い職員の給与カット、議員の報酬カット、一番簡単、こういうところでなくて、もっともっとやるべきところはあるんじゃないでしょうか。この議案も先ほど申し上げましたとおり、と同じように、もっとこれ熟慮して、そして研究して、やっていきましょうよ。そうしないと、職員の士気も下がる。我々議員としても、市長に対して不信任案を提出するような、議案を否決するという行為は余りしたくありません。望ましくない行為だというふうに私も自覚しております。

[「答弁要らないです」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

答弁。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

否決の重みということに関してのお話でございますが、さっき申し上げたとおりでありまして、それ以上のことはありません。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

今、我々もいろいろの活動をしておりますけれども、古い家には年寄りが住んで、新しい庭の真ん中に家が建って、アメリカ式の家がどんどん建って、そういう中で、米が1俵1万、この間、農協のJA千代田で決めたのは、1万1500円、1等米ですよ。そして、ことしは二等米が多い。モチ米は8,000円、60キロですよ。このような時代に、今、農家の姿は、寒い古い家には年寄りが住んで、新しいところには若い者が住んでいる。これはみんな見れば、ねたみ根性というのがあります。ああ、ああいう家に住みたいなと言うの。ですから、公務員の皆さんがそういうところになると、もっと安くしたらいがっぺという声もたくさん聞こえます。

しかし、宮嶋さん、今からこの世の中を今からの世代を背負っていく皆さんの給料をカットするんでなくて、将来を託して、その人たちに夢と希望を与える。今、私も言ったように、職員の皆さんも年寄りが寒いところに住んで、いいところに住んでいるんです。トイレはシャワーつき、バスはユニットバス、冷暖房つき、それで年寄りほこたつで、農家に出れば後期高齢者ばかり、中高年まで働いていない、そういう世界なんですよ。

だから、カットする、そのことはわかりますよ、不景気は。だけれども、もっとこの市をよくしよう、大きな願望があつて、宮嶋市長は改革に立ち上がったんでありませんか。だから、職員や何かをいじめるんでなくて、それもわかりますけれども、もっと人口をふやしたり、規制を解いて、規制があり過ぎるから人口もふえない。インターチェンジで60キロ以内でこんなに家が建っていないところは、この市しかないんだ。馬立だつて、あの辺だつて、北インターからじきそばだ。これだつて規制があるから、山ばかりだ。こういうところに家がたくさんできるように規制を解いて、私も上佐谷の皆さんから陳情して、この間、議会を通りましたけれども、そのようにして、もっと税収が上がるような考えをしていくべきだと私は思うんです。どうですか、宮嶋さん。余りにも狭い考えじゃありませんか。大なる、あなた牛飼つて、750頭なんていう牛は、日本じゅうだつてあなたのような大きい牧場はないんですよ。計算は高いかもしれない。えさ1キロ30円以上超えたら大変だと言っているあなたですから、わかると思うんですけれども、市長さん、もっと大きな意味で、私は考えていただきたいと思うんです。答えをいただきたい。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か非常に難しいご質問であります。職員に別に当たっているわけでも何でもありません、いわゆる市民、国保の納税者も市民でありますし、職員さんも市民であります。現在の国保税の状況等を考えると、やはりこれはとりあえずは土浦、石岡、小美玉並みにしたいということで、私は公約の中でこの官民格差、職員給与の官民格差ということを取り上げて訴えてまいりました。この職員給与だけに今絞って削減をしているわけではありません、何度も申しておりますが、補助金審議会等でも審議をいただく、あるいは事務事業の見直しも行っていく、そういう中で恐らく職員給与の削減以上の財源、もちろん職員給与の多分倍の財源を補助金の削減や事務事業で捻出していかないと、国保税の値下げあるいは中学生以下の医療費の無料化にはつながっていかないと、そういう状況に今あるわけです。そういう現実的な中で、もちろんだれも国保も下がる、職員も給料うんともらえる、そういう状況が望ましいわけではありますが、これはなかなかそういうわけにはいかないわけでありまして。片方を国保税のほうが余りひどい状況になっているので、それを今言ったような3方向から、職員給与、補助金、事務事業の見直し、その3方向から財源を寄せ集めてきて、とりあえず国保税の値下げ等につなげていく。繰り返しになりますが、そういう事情の中での今回の条例案でございますので、何とぞよろしく賛成のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

一般財源から国保はカバーしていくというのは、社会保険を納めている人が8,300人おります。国保の人は7,337人で、社会保険で今いろいろな職員や何かから絞り取って、そしてそれを国保に充てる。社会保険の人は市民税が上がれば、市民税を上げなくちゃならないと思うんだ。それで一般財源を補給すれば、社会保険の人は二重に保険税を納めることになるんですよ。それを職員や議員から絞り取ってそちらに充てるというのは、少し狭いんじゃないですか。

もっとあなたはすばらしいことを、あの漫画の中にもちゃんとうたってあるじゃないですか、漫画の本にも。そうしたらば、そのようなすばらしいこの未来あるかすみがうら市にしようという気はないんですか。ただ、目先のことでやって、職員は生活給ですよ。これで1回下げたら、宮嶋さん、自分では50%下げても、これは特別職ですから、次の世代に直せば簡単に直るけれども、職員はそうはいきません。中にはさっき言ったように、私が暖かいところに住んで、水洗トイレの中で生活していると、3ミリのテレビを見ていると、あいつらはうまいことやって楽しんでいると、こう見られる。そういう人達もあって、そういう声もたくさん聞かれます。けれども、今からの時代は、もっともっと税収が上がるような方法をこの市ではすべきではないか、それらの施策について私は伺っているんです、一般質問と同じになっちゃったけれども。どうですか、宮嶋さん。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

極めて情緒的な質問なんで、答弁がしづらいわけでありまして。しかし、私は、現実を申してい

るわけでありまして、国保税3割の世帯に税金を投入するのがいかがかというお話は従来も繰り返されたわけでありましたが、それを言っていくと、じゃ、保育所の保育料はどうなんだ、小学校に行っている子どもたちはどうなんだと、その家庭はどうなんだと、どこの家庭でも小学校に行っているわけでもない、どこの家庭でも保育所に行っているわけでもないで、これは繰り返すというか、めぐりめぐって来るわけでありまして、国保税についても、今は社会保険でやっている人でもいずれは国保に加入すると、そういうめぐりめぐっての中でやっているわけでありまして、それを何も職員さんにだけお願いしているのではないと、何回も繰り返しますが、補助事業、事務事業の見直しの中で財源を捻出していくと、そしてこういった厳しい話だけやってもしようがないので、市の振興策ということももちろん考えていかななくてはならない。そういうことで、板橋等の話を先般もさせていただいておりますが、これ繰り返してもしようがありませんので、そういう考えの中で今回の条例案をお願いをしているわけでございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

そのほかに質疑ありませんか。

1番 古橋智樹君。

**○1番（古橋智樹君）**

私から市長のご認識をお伺いしたいところなんです、その前に、人勸も可決できない議会だということでお嘆きのようでございますけれども、市長のご就任前までは、人勸はこちらの議会は人勸についてそのとおり可決してきた経過もございます。なぜここで可決されないかということは、市長が違った角度で推しはかかっていただく必要があると思います。公約の事業計画、この中身が伝わっていない。今まで市長が就任してから時間があつたわけでございます。板橋のアンテナショップのように、事業計画も議会の中にこういう形でやっていきたいんだというお示しはどうだったんでしょうか。私は、全然足りないと思います。そういったことも含めて、先に人件費を財源として確保したい、これは余りにも我々議会として道理が通らないから否決に至ったのかというふうに思う次第でございます。

そこで、私からこの90号についての端的にご質問を2点ほどお伺いします。

まず、市長のご認識として、当市の職員のサービス残業、これがどの程度発生しているのか、ご認識をお伺いしたいと思います。

---

――ぜひこのご認識について、  
まず1点目お伺いします。

それから、職員給与の民間さらには近隣市町村との比較がございますけれども、当市の地域手当や管理職手当がそれら比較するような指数、係数に含まれているのか否か、市長のご認識、この2点をお伺いいたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

この人事院勧告が従来の議会だと通っておって、ことしの議会で何で通らないんだという話は、私も何で通らないんだかわかりません。

第2点のサービス残業の実態とか、あるいは地域手当等につきましては、担当者からその実態

を、総務部長から答弁をさせたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの古橋議員からご質問がありました残業の関係でございますが、これらについては、これまでも財政の関係ということで、予算化の中でそれぞれ精査をしている中では、だんだん少なくなってきたというふうな状況でございます。

また、地域手当については、かすみがうら市は支給をされておられません。土浦等までというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

私は、市長の認識を聞いたかったですよね。そこで総務部長に答弁させることも、それは方法かもしれませんが、やはりこれだけ切実な給与削減をご提案するのであれば、市長が現場をよくご理解すべきだと思います。

以上で終わります。

[「訂正をお願いしたいんですけど、いいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

じゃ、その前に答弁、市長。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

サービス残業の実態とか地域手当の問題ですが、サービス残業については、極端なものは私は認識しておりません。極端なサービス残業の実態があるというふうには認識しておりません。多少もしかしたらあるのかもしれませんが、今、総務部長の答弁のように改善の方向にあると、そういう認識をしております。

また、地域手当については、何でかすみがうら市が地域手当が出るのかなと不思議に思ったんですが、これは総務部長の答弁のとおり、当市には地域手当はないと、そういう認識をしております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

古橋議員、これ私からお願いなんだけれども、今、質問を聞いた中で、  
—————  
—————  
というような質問をされたんですが、これこのまま議事録で残すわけにいかないんで、ここの部分だけ削除してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

桂木議長にご一任します。

○議長（桂木庸雄君）

はい、後日精査し、責任を持って措置いたします。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第90号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第90号の討論を行います。

通告が2名からありますが、ともに反対の討論であります。会議規則第53条の規定によれば、反対、賛成を交互に発言させることになっておりますが、第51条の規定により、通告があった討論を通告順に発言を許します。

初めに、6 番 佐藤文雄君。

[6 番 佐藤文雄君登壇]

○6 番（佐藤文雄君）

議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の条例の制定は、来年1月から3月まで市職員の給与を5%削減するという内容ですが、問題は、この特例措置が来年度以降も続き、固定化することです。自治体労働者は、地方自治体当局に雇用されており、したがって使用者である地方自治体の長、市長ですが、自治体労働者の生活を守る責任を負っております。そして、地方公務員法24条によって職員の給与を定めなければならないと規定しておりますが、給与、賃金決定の要素の中で最初に位置づけられているものが生計費であります。今回の5%削減は、前回、人勸に準ずる市職員給与の削減条例が議会によって否決された分を前倒しで取り戻すという作為的なやり方であり、生活費を考慮しない乱暴なものと言えます。今回の特例措置で捻出される総額は2370万円だそうではありますが、それに加えて管理職手当の30%カット分が370万円、人事院勧告及び特例措置の影響額は2850万円になるようであります。

市長は、職員の給与所得は減るが、その分、国保税の引き下げであるとか医療費無料化など、市民の負担軽減につながる所得の再配分だと、これまた12月7日の全協で主張し、今回もこの本議会で答弁しております。しかし、本来の所得の再配分とは、大企業や高額所得者などの所得の大きいところはより多く税負担をしてもらい、それを社会保障給付費などの形で渡すことで、所

得の低い人も生活できるようにすることです。

当市の職員の給与が他市と比べて異常に高く、高額所得者であるなら別であります、そのような実態ではありません。市長の市職員給与は高額で、その分を削って社会保障の財源とするという考え方は、市民と市職員を反目させることにつながり、健全な運営手法とは言えません。ましてや今後、将来的、市長は平成24年度とも言いましたが、10%削減もあるというのでは、市職員の生活を脅かすことはもとより、市職員の働く意欲をそぐものであります。加えて、市職員組合団体との合意も得ておりません。私は、社会保障財源の捻出を市職員の給与削減に求めるのではなく、本来の所得再配分の観点から、市の税制のあり方や無駄な事業の見直し、そして入札制度の改革などで行うことが必要だと考えるものであります。

市長は、ぜひ市職員が住民に奉仕する公務員として市民に評価されるよう、気持ちよく働ける環境をつくっていただきたい。そのことに腐心することが市の職員のトップリーダーとしての役目ではないでしょうか。そのことを要請して、議案第90号に対する反対討論といたします。したがって、この職員給与削減に基づく一般会計補正予算等の91号から96号の議案についても反対をいたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

私は、議案第90号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論をいたします。

本日、臨時議会が急遽開催され、5%減の給与改正の条例が突然提案されたことに、私は大変驚きを感じております。なぜならば、平成22年度予算は、さきの定例会において必要な予算措置され、既に決定しております。つまり歳入歳出の均衡は保たれており、給与を減額する必要がないからであります。にもかかわらず、条例改正が提案されたのです。

次に、給与は、生活を維持するための費用であり、減額するためにはそれなりの理由と数字の算出根拠、法的な検証が必要であるからでございます。これらを軸として反対討論をさせていただきます。

このたびの給与減額は、まず給与条例のみでの一方的な給料の不利益変更が可能かの問題があります。ところで、民間企業労働者の場合、判例は就業規則による労働条件の一方的な不利益変更を原則的に認めず、特に賃金の減額は、高度の必要性に基づく合理的理由がなければならぬとしています。この考え方は、労働条件につき団体交渉をし、労働協約の締結ができる一般職員にはそのまま通用し、給与など主要な勤務条件を条例で定めるとの法定主義をとる一般職の場合にも尊重されるべきものでございます。

したがって、市長の持っている給与改正権だけを根拠に、特別の必要性と合理的理由もなく、さらには形だけの労使交渉で一方的に給与減額条例を議会に提案したりすることや、議会が容易に安易に可決することは、不当の烙印を押されるという覚悟をしなければなりません。

さらには、給与決定の原則の4大原則として、情勢適応の原則、均衡の原則、職務給の原則、条例主義の原則があります。その中の情勢適応の原則においては、地方公共団体は、地方公務員

法に基づいて定められた給与、勤務時間のその他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないと地方公務員法第14条に規定されております。つまり、市の財政状況は健全であり、財政再建を行うなどの根拠もなく、一方的に減額することは、職員的生活維持を侵すものであり、到底許されることではありません。

最後に、これらを可決し、給与減額が実施された場合、改正給与条例の違法を理由とする取消訴訟、違法な条例改正により給料を減額されたとする損害賠償請求訴訟なども想定でき、到底我々は可決することはできません。

議員諸侯におかれましては、これらの趣旨をかんがみ、ご賛同いただけるよう心よりお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第90号は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時12分

---

再 開 午後 0時23分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

先ほど市長から議案第91号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）ないし議案第96号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）までの6件について撤回したい旨の申し出がありました。

議題に供す前の撤回申し出であるため、議長においてこれを許可しましたので、報告いたします。

ただいまの撤回により、本日配付しました議事日程につきましては、日程第5の議案第91号な

いし議案第96号は削除されますので、申し添えます。

---

**○議長（桂木庸雄君）**

これにて、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成22年かすみがうら市議会第1回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

閉 会 午後0時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 廣 瀬 義 彰

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠